

議案第三十一号

港区国民健康保険条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十年三月二十九日

提出者 港 区 長                      武   井   雅   昭

港区国民健康保険条例の一部を改正する条例

港区国民健康保険条例（昭和三十四年港区条例第十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「国民健康保険運営協議会」を「国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改める。

「第二章 国民健康保険運営協議会」を「第二章 国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改める。

第二条中「国民健康保険運営協議会」を「国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改める。

第十四条の二中「被保険者である世帯主及びその世帯」を「世帯主の世帯」に、「第二十九条の七第一項」を「第二十九条の七第一項第一号」に、「後期高齢者支援金等賦課額（同項）」を「後期高齢者支援金等賦課額（同項第二号）」に、「介護納付金賦課被保険者（同項）」を「介

介護納付金賦課被保険者（同項第三号）に、「介護納付金賦課額（同項）」を「介護納付金賦課額（同号）」に改める。

第十四条の三各号を次のように改める。

一 当該年度における次に掲げる額の合算額

イ 療養の給付に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額の合算額

ロ 法附則第二十二條の規定により読み替えられた法第七十五條の七第一項の国民健康保険事業費納付金（以下「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用（東京都（以下「都」という。）が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り、都の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）並びに介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額

ハ 法第八十一条の二第四項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額

ニ 法第八十一条の二第九項第二号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額

ホ 保健事業に要する費用の額

ヘ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分並びに国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに都が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。）

二 当該年度における次に掲げる額の合算額

イ 法第七十四条の規定による補助金の額

ロ 法附則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十五条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このロにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額

ハ 国民健康保険保険給付費等交付金（法第七十五条の二第一項の国民健康保険保険給付費等交付金をいう。ニにおいて同じ。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十条第一項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。ニにおいて同じ。）に係るものを除く。）の額

ニ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分並びに国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三第一項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の

給付等に要する費用に係るものに限る。）を除く。）の額

第十五条の四第一号中「百分の七・四七」を「百分の七・三二」に改め、同条第二号中「三万八千四百円」を「三万九千円」に、「初日」を「前年度及びその直前の二箇年度の各年度」に、「見込数」を「数等を勘案して算定した数」に改める。

第十五条の八中「五十四万円」を「五十八万円」に改める。

第十五条の九各号を次のように改める。

一 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に充てる部分であつて、都が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。次号において同じ。）の額

二 当該年度における次に掲げる額の合算額

イ 法附則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十五条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

ロ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附

則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三第一項の規定による繰入金を除く。）の額

第十五条の十二第一号中「百分の一・九六」を「百分の二・二二」に改め、同条第二号中「一万千円」を「一万二千円」に、「初日」を「前年度及びその直前の二箇年度の各年度」に、「見込数」を「数等を勘案して算定した数」に改める。

第十六条各号を次のように改める。

一 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（都の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）の額

二 当該年度における次に掲げる額の合算額

イ 法附則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十五条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

ロ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三第一項の規定による繰入

金を除く。）の額

第十六条の四第一号中「百分の一・〇九」を「百分の一・一八」に、「百分の五十三」を「百分の五十四」に改め、同条第二号中「百分の四十七」を「百分の四十六」に、「初日」を「前年度及びその直前の二箇年度の各年度」に、「見込数」を「数等を勘案して算定した数」に改める。

第十九条の二中「五十四万円」を「五十八万円」に改め、同条第一号イ中「二万六千八百八十円」を「二万七千三百円」に改め、同号ロ中「七千七百七十円」を「八千四百円」に改め、同条第二号中「二十七万円」を「二十七万五千円」に改め、同号イ中「一万九千二百円」を「一万九千五百円」に改め、同号ロ中「五千五百五十円」を「六千円」に改め、同条第三号中「四十九万円」を「五十万円」に改め、同号イ中「七千六百八十円」を「七千八百円」に改め、同号ロ中「二千二百二十円」を「二千四百円」に改める。

第二十四条の四第二項中「に規定する届出は」を「の規定による届出に当たり」に、「を提示して行わなければ」を「の提示を求められた場合においては、これを提示しなければ」に改める。

付 則

- 1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。
- 2 この条例による改正後の港区国民健康保険条例第十四条の二、第十四条の三、第十五条の

四、第十五条の八、第十五条の九、第十五条の十二、第十六条、第十六条の四及び第十九条の二の規定は、平成三十年度以後の年度分の保険料について適用し、平成二十九年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（説明）

国民健康保険の保険料率等を改定するとともに、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（平成三十年政令第二十七号）の施行による国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）の一部改正に伴い保険料の減額措置の拡充と賦課限度額の変更をするほか、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）の施行による国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）の一部改正に伴い国民健康保険運営協議会の名称変更等をするため、本案を提出いたします。